

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. プロ向け市場の創設

（１）特定有価証券に係る届出を要しない「特定投資家向け有価証券」の一般投資家向け勧誘

届出（有価証券届出書等の提出）を行わずに「特定投資家向け有価証券」の一般投資家に対する勧誘（「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」）を行うことができる場合は、「特定投資家向け取得勧誘」（いわゆる特定投資家私募）・「特定投資家向け売付け勧誘等」（いわゆる特定投資家私売出し）が行われたことにより「特定投資家向け有価証券」に該当することとなった特定有価証券^(注)について、その該当することとなった日から起算して１年間を経過する日までの間に勧誘を行う場合とする（第４条の２）。

（注）「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」により「特定投資家向け有価証券」となる既発行の同種の有価証券の範囲は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第１２条第１項各号に定める事項が同一である特定有価証券と定める（第４条の３）。

（２）特定有価証券に係る特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続

- ① 特定上場有価証券（いわゆるプロ向け市場に上場している有価証券）で特定有価証券に該当するもの及び特定店頭売買有価証券（プロ向けの店頭売買有価証券市場においてのみ取引される有価証券）で特定有価証券に該当するものについては、「多数の特定投資家に所有される見込みが少ないもの」として「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認を受けることができないこととする（第４条の４）。
- ② 「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認の手続として、当該承認申請書に定款（約款等又はこれらに準ずるもの）及び申請時における当該特定有価証券の所有者の名簿の写し等を添付して財務局長等に提出することとする（第４条の５）。

（３）特定有価証券の特定投資家向け勧誘等に係る告知

- ① 特定投資家向け勧誘等（「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」・「特定投資家向け有価証券」の転売勧誘）の方法は、次のとおりとする（第１９条の２第１項）。
 - イ 取引所金融商品市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う等、当該金融商品取引所の定める規則において定める方法による。
 - ロ 店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う等、当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法による。
 - ハ イ又はロの場合以外の場合は、売付け勧誘等を行う者が自ら、又は他の者に委託して行う方法による。
- ② 告知の主な内容は、次のとおりとする（第１９条の２第２項・第３項）。
 - イ 特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等に関し届出が行われていないこと

- ロ 「特定投資家向け有価証券」に関して開示が行われていないこと（「特定投資家向け有価証券」の勧誘を行う場合）
- ハ その特定有価証券が「特定投資家向け有価証券」に該当し、又は該当することとなること
- ニ 特定投資家等以外の者に譲渡しない旨を内容とする契約の締結を取得・買付けの条件とすること
- ホ その勧誘が、届出を要しない特定投資家等取得有価証券一般勧誘である場合にはその旨
- ヘ 当該特定有価証券について一般投資家向け勧誘の制限等の規制があること
- ト 当該特定有価証券について既に特定証券情報・発行者情報等が公表されている場合にはその旨
- チ 当該特定有価証券の所有者に発行者情報の提供又は公表が行われること

2. 有価証券報告書等の提出期限の延長の承認の手続

やむを得ない理由により有価証券報告書等の提出期限延長に係る承認申請を行う場合は、承認を受けようとする期間、承認を必要とする理由、承認を受けた旨を公表する方法等を記載した承認申請書に定款（約款又はこれらに準ずるもの）及び当該理由を証する書面を添付して、財務局長等に提出しなければならないこととする（第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条の 4）。